養子離縁届の記入例

再婚した配偶者の嫡出子と離縁する場合
（養子は実父の戸籍から縁組により入籍している場合）

次のようなケースです。

① 大津四郎と蒲生竹美が夫の氏で婚姻し、子・花子が生まれました。

② 大津四郎と竹美が離婚し、竹美は旧姓の「蒲生」に戻りました。その際、子・花子の親権は竹美が有したものの、花子は大津四郎の戸籍に記載されたままになっています。

③ 蒲生竹美は八日市松男と夫の氏で再婚しました。そして、子・大津花子も八日市松男と養子縁組し、大津四郎の戸籍から入籍しました。

④ 八日市松男と竹美は離婚し、竹美は旧姓の「蒲生」にもどり、新戸籍をつくりました。そして、八日市松男と花子の養子縁組も解消します。

届出する年月日を記入してください。

養子離縁する方が「男性」の場合、こちらにご記入ください。

養子離縁する方が「女性」の場合、こちらにご記入ください。

養子離縁届

令和　年　月　日届出

滋賀県東近江市　長殿

	養子	養女
（よみかた）氏名	養子 氏　名	ようかいち　はなこ 養女 氏 八日市　名 花子
生年月日	年　月　日	平成25 年 6 月 13 日
住所（住民登録をしているところ）	滋賀県東近江市市子川原町676　番地 ~~番~~ 号	
世帯主の氏名	（よみかた）がもう　たけみ 蒲生　竹美	
本籍（外国人のときは国籍だけを書いてください）	滋賀県東近江市八日市緑町10　番地 ~~番~~	
筆頭者の氏名	八日市　松男	
父母の氏名	父　　続き柄	父 大津　四郎　続き柄
父母との続き柄	母　　男	母 蒲生　竹美　二女
離縁の種別	☑協議離縁　□和解　年　月　日成立 □調停　年　月　日成立　□請求の認諾　年　月　日認諾 ☑審判　年　月　日確定　□判決　年　月　日確定 □死亡した者との離縁　年　月　日許可の審判確定	
離縁後の本籍	□もとの戸籍にもどる　☑新しい戸籍をつくる　□養子の戸籍に変動がない （よみかた）おおつ　はなこ 滋賀県東近江市市子川原町676　番地 ~~番~~　筆頭者の氏名 大津　花子	
届出人署名押印	印	印

	養父	養母
（よみかた）氏名	ようかいち　まつお 養父 氏 八日市　名 松男	養母 氏　名
生年月日	昭和55 年 10 月 10 日	年　月　日
住所（住民登録をしているところ）	滋賀県東近江市八日市緑町10　番地 ~~番~~ 5 号	
世帯主の氏名	（よみかた）ようかいち　まつお 八日市　松男	
本籍（外国人のときは国籍だけを書いてください）	滋賀県東近江市八日市緑町10　番地 ~~番~~	
筆頭者の氏名	八日市　松男	
届出人署名押印	養父 八日市　松男 印	養母 印

縁組中（現在）の氏で氏名を記入します。

養子離縁する人の縁組中（現在）の本籍・筆頭者氏名を記入します。

実父母の名前を記入します。父母が現在、婚姻しているときは、母の氏は書かないでください。
また、離婚その他の事情で父母の氏が違うときは、変更後（現在）の氏を書いてください。

養子離縁する人が離縁後におく本籍・筆頭者氏名を記入します。

このケースの場合、八日市松男と縁組する前の大津四郎の「もとの戸籍にもどる」としてその戸籍の場所、筆頭者を記入していただくか、記入例のように「大津花子」の一人の戸籍をつくるとして「新しい戸籍をつくる」にチェックをし、これから新本籍をおく場所と筆頭者を書くかの選択になります。

養親の本籍・筆頭者をご記入ください

調停・裁判離縁の場合は、裁判所からの書類を忘れずにご持参ください。
その場合、届出人は申立人です。確定の日から10日以内に届出が必要です。
証人は必要ありません。（ただし、死亡者との離縁のときは、成年の証人が2人必要です。）

養子は離縁によって縁組前の氏に戻るので、氏は「大津」となります。

注意!! **養子離縁届では、母・蒲生竹美の戸籍に入籍できません。**
「大津」の氏に戻らずに、八日市松男と養子離縁するには、養子離縁届をする前に、母・蒲生竹美の氏を称する入籍届により蒲生竹美の戸籍に入籍し（家庭裁判所の許可が必要です。）その後、養子離縁届をします。（養子の戸籍に変動はありません。）

押印は任意です。

届出人（離縁する養子が十五歳未満のときに書いてください。届出人となる未成年後見人が3人以上のときは、ここに書くことができない未成年後見人について、その他欄又は別紙（様式任意）・届出人全員の契印が必要）に書いてください。		
資格	離縁後の親権者（□母 ☑養母）□未成年後見人	
住所	滋賀県東近江市市子川原町 676　番地 ~~番~~ 号	
本籍	滋賀県東近江市市子川原町 676　番地 ~~番~~　筆頭者の氏名 蒲生　竹美	
	蒲生　竹美　印	
	昭和62 年 10 月 3 日	

養子が縁組中の氏名で署名します。
ただし、養子が15歳未満のときは上の「届出人」欄は空欄となり、下の「届出人」欄に養子の離縁後の法定代理人が記入し、署名します。

証人（協議離縁または死亡した者との離縁のときだけ必要です）		
署名押印	滋賀　健一　印	滋賀　びわ子　印
生年月日	昭和34 年 3 月 13 日	昭和36 年 11 月 11 日
住所	滋賀県近江八幡市桜宮町 236　番地 ~~番~~ 号	滋賀県近江八幡市桜宮町 236　番地 ~~番~~ 号
本籍	滋賀県近江八幡市桜宮町 236　番地 ~~番~~	滋賀県近江八幡市桜宮町 236　番地 ~~番~~

裁判離縁を除き、証人として当事者以外の2人の署名が必要です。
証人は、養子縁組の事実を知っている人で、18歳以上の方であれば、どなたでもかまいません。（ご家族、知人など）
押印は任意です。

連絡先	電話 0748 （ 24 ） 1234 自宅・勤務先[　　]・携帯

必ず連絡先の電話番号をご記入ください。

持参いただくもの

① 養子離縁届書（1通）

② 運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等
＊本人確認のため

㊟ マイナンバーカード
表面記載事項に変更が生じる場合は持参してください。